

探偵業法

探偵業法の背景

探偵者、興信所等の調査業については、近年調査依頼者との間に契約内容をめぐるトラブルの増加、違法な手段による調査、調査対象者等の秘密を利用した恐喝、従業員による犯罪の発生等がありました。

例) 当探偵事務者に依頼されたお客の中で県外の業者とわからず依頼した所 40 万を請求され証拠の写真を提出するからといって 20 万請求されそうになりこのままいくらかかるか不安で依頼を断念し当事務者に依頼されました。このようなことからホームページを見ると上位は県外業者がほとんどで県内の信用ある業者に依頼する事をお勧めします。

この例のように悪質な業者による不適正な営業活動が後を絶ちませんでした。

それまで日本には調査業を規制する法律がありませんでしたが、調査業のうち探偵業について、平成 18 年 6 月『探偵の業務の適正化に関する法律』（以下『探偵業法』といいます）が制定され、平成 19 年 6 月に施行されました。

探偵業法の目的

探偵業法は、探偵業については必要な規制を定めることにより、その業務の適正化を図り、もって個人の権利利益の保護資に資することを目的としています。

定義

『探偵業務』とは、他人の依頼を受けて、特定人の住所又は行動についての情報であって依頼に係るものを収集することを目的として、面接による聞き込み、尾行、張り込みその他これらに類する方法により実施の調査を行い、その調査の結果を依頼者に報告する業務をいいます。

この業務を行う営業を『探偵業』といいます。専ら放送機関、新聞社その他の報道機関の依頼を受けて、その報道の用に供する目的で行われるものは除かれます。

欠格事由

次のいずれかに該当する場合は、探偵業を営むことはできません。

届出制の導入

探偵業を営もうとする者は、営業を開始しようとする日の前日までに営業所ごとに営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（所轄警察署経由）に、営業の届出の提出をしなければなりません。

それぞれの届出書は、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則において定められています。

探偵業務の実施の原則

探偵業者は、探偵業務を行うに当たっては、他の法令で禁止・制限されている行為を行うことができることとなるものではないです。

又、人の生活の平穏を害する等個人の権利利益を侵害することがないようにしなければなりません。

契約時における探偵業者の義務

探偵業務に係る契約の適正化を図るため、依頼者側の問題に関する業務と探偵業者側の問題に関する義務が定められています。

書面の交付を受ける義務

探偵業者は、依頼主と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、依頼者から、調査結果を犯罪行為、違法な差別的取り扱いその他の違法な行為の為に用いない旨を示す書面の交付をうけなければなりません。

準備事項の説明義務等

探偵業者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、依頼者に対し、契約の重要事項について書面を交付して説明しなければなりません。

探偵業者は、契約を締結したときは、依頼者に対し、契約の内容を明らかにする書面を交付しなければなりません。

秘密の保持

探偵業者の、業務に従事する者は、業務上知り得た人の秘密を漏らしてはなりません。

探偵業者は、探偵業務に関して作成・取得した資料の不正・正当な利用の防止措置をとらなければなりません。

探偵業者の従事者に対する教育

探偵業者は、その従事者に対し、探偵業務の適正な実施のために必要な教育を行わなければなりません。

名簿の備付け等

探偵業者は、営業所ごとに、従業者名簿を備えて、氏名、採用年月日、従事させる探偵業務の内容等を記載しなければなりません。

探偵業者は、探偵業届出証明書営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。

監督

都道府県公安委員会は、探偵業者に対し、報告の徴収、立入検査、指示、営業停止命令、営業廃止命令等を行うことができます。